

標題

シンガポール籍船の GMDSS の識別の登録について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0491
発行日 2002年11月15日

各位

SOLAS 条約 IV 章 5-1 規則には、「締約国政府は、GMDSS の識別を登録し、かつ、これらの識別を救難協力センターに 24 時間体制で与えることができるよう、適切な準備を行うことを約束する」と規定されています。

上記規定に関連して、シンガポール政府は、The Merchant Shipping (Safety Convention) (Amendment) Regulations, 2002 により、シンガポール籍船の船長又は船主に、船舶の GMDSS の識別を同国の担当機関に登録するよう求めていますので、以下のとおりお知らせいたします。

全てのシンガポール籍船の船長又は船主は、船舶の建造時期にかかわらず、MMSI、呼出符号、インマルサット番号及び GMDSS 設備から送信され、船舶を確認するために使用される識別用の番号を、下記に登録すること。

Department of Sentosa Customer Services
SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LTD.

Address: Telephone House 1, #03-00
15, Hill Street
Singapore 179352

Tel.: +65-6416-9333

Fax: +65-6483-4140

なお、登録のための書式については指定されていません。

本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 材料艀装部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7 (郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2020

Fax: 03-5226-2057

E-mail: eqd@classnk.or.jp

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。